

相模大堰脇道路
堤防

「道路構造令に違反」

市民グループ
県に申し入れ

「河川占有に不許可を」

厚木市が同市岡田の相模川右岸に計画する相模大堰脇堤防道路(延長2543m)について、自然保護グループの「相模川キャンプインシンポジウム」(岡田一慶代表)は29日、堤防道路が改正道路構造令に違反するとして、河川管理者である県に対して河川法に基づく河川占有の許可をしないよう申し入れた。

市の計画によると、堤防道路は車両通行量800～1万台を想定した4種2級の幹線道路。幅員は車道6m、路肩1m、歩道3m、植樹帯1mの計11mで、歩道は川側の堤外地側だけに設ける予定。

道路建設の基準を示した道路構造令は、車中心の幅員は車道6m、路肩1m、歩道7m(片側3・5m×2)、自転車道3m(同1・5m×2)、植樹帯3m(同1・5m×2)の計20mが必要。

4種2級道路の場合、独立した歩道と自転車道、植樹帯の設置が義務付けられる。

同グループの指摘によると、この改正道路構造令に準拠して堤防道路を建設する場合、標準設計の幅員は車道6m、路肩1m、歩道7m(片側3・5m×2)、自転車道3m(同1・5m×2)の計20mが必要。

このため、同グループは「市の計画は、安全と環境を無視した道路で、計画が実行された場合、危険が大きいので見直しが必要」(岡田代表)と指摘。県に対して、市が

い場合は、河川占有許可をしないよう申し入れた。また、同市に対しても堤防道路計画の見直しを求めた。

堤防道路の建設をめぐっては、地元住民から建設促進と白紙撤回の陳情が出され、同市議会はこの6月議会で、促進陳情が採択された。しかし、相模大堰の周辺は県が指定する多自然型川づくりのモデル地区。このため市が道路を計画する右岸堤防は、子供でも遊べるよう堤防のり面のこう配がなだらかに造られ、一部区間だが既に遊歩道やお花畑が設けられている。